FIT-EASY 利用規約

第１条（目的）

FIT-EASY（以下「当クラブ」といいます）は、２４時間年中無休のアミューズメント型フィットネスクラブとして、会員（本規約第４条所定の手続を経て当クラブに入会された方をいいます）が安心安全に楽しくトレーニング環境を利用することにより、心身の育成、健康維持、健康増進を図り、「FIT YOUR STYLE」の理念に沿って会員の生活をより豊かにすることを目的とします。

第２条（適用範囲）

当クラブを構成する個々の店舗は、フィットイージー株式会社（以下「本部」といいます）またはそのフランチャイズ加盟店（以下「加盟店」といいます）が運営するものであり、本規約は、会員と本部または加盟店との間における当クラブおよび付帯関連するサービスの利用について適用されるものとします。

第３条（独立運営）

１．会員は、本部と加盟店はそれぞれ独立した事業主体であること、会員が所属する店舗（以下「所属店舗」といいます）によって運営主体が異なることを承諾した上で、当クラブを利用するものとします。

２．会員は、所属店舗ごとに、会費等の諸費用、施設・器具・備品、サービスメニュー、規則等の利用条件が異なることを承諾するものとします。

第４条（会員制度）

１．当クラブは会員制とします。

２．当クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所属店舗を指定して、所定の方法により入会申込を行い、当クラブによる審査を経て、当クラブが承諾したときをもって、当クラブ（所属店舗の運営主体）との間で利用に関する契約が成立し、当クラブの会員となります。

３．前項に定める入会申込が行われた場合でも、当クラブの審査の結果、入会が認められない場合があります。審査の方法、過程および内容は、開示されません。

４．未成年者の方が入会しようとするときは、所定の利用申込書に本人とその親権者（法定代理人）が連署の上、提出することにより、入会手続を行うものとします。

５．会員は、本規約、施設内諸規則、その他当クラブが定める規則を遵守しなければなりません。

６．会員は、所属店舗のほか、利用開始日より 31 日を経過した後（32 日目以降）は、当クラブを構成する全ての店舗を利用することができます。

第５条（入会資格）
１．当クラブの入会資格は、次の各号の全てを満たすものとします。
(1) 本規約その他の規則を遵守すること。
(2) 入会申込にあたり本人確認ができること。
(3) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます）をされていないこと、当クラブ内（施設のみならず、駐車場、駐輪場、敷地等の管理区域を含むものとし、以下、同様とします）においてタトゥーの露出を一切行わないこと。
(4) 暴力団関係者でないこと。
(5) 当クラブの施設の利用に支障がない健康状態であることを申告していただくこと、医師等により運動を禁じられていないこと。
(6) 伝染病等の他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していないこと。
(7) 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられていないこと。
(8) 未成年者の場合は当クラブの入会に関して親権者（法定代理人）の同意を得ていること。
(9) 当クラブが対応可能な言語等の方法により円滑な意思疎通が可能であること。
(10) 過去に当クラブより本規約に基づき除名されていないこと。
(11) 過去に当クラブの本規約その他の規則に違反していないこと（ただし、違反状態が解消された場合等で、当クラブが同意した場合を除きます）
(12) その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断する合理的な事情が存在しないこと。
２．会員は、当クラブに対し、現在および将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、保証します。
(1) 暴力団
(2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます）
(3) 暴力団準構成員
(4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
(5) その他、前各号に準ずるもの
３．会員は、当クラブに対し、反社会的勢力に対し、直接または間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを表明し、保証します。
４．会員は、当クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを表明し、保証します。
５．会員は、当クラブに対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為をしないことを表明し、保証します。
(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 当クラブの利用等に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当クラブの信用を毀損し、または当クラブの業務を妨害する行為
(5) その他、前各号に準ずる行為

第６条（諸費用）
１．当クラブは、所属店舗ごとに、次の各号に定めるほか、当クラブの利用等に要する費用（以下「諸費用」といいます)を定めるものとします。会員は、諸費用が所属店舗により異なることを承諾します。
(1) 会費：当クラブの利用料
(2) 入会金：顔認証システムＩＤ発行料
(3) 事務手数料：登録手続に要する費用
２．会員は、別に定める期日までに、当クラブ所定の方法により、諸会費を支払うものとします。
３．会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める諸費用を全て支払う義務があります。一旦支払われた諸費用は、法令や本規約の定めがある場合または当クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。
４．当クラブは、諸費用を改定することができます。この場合、会員に対し１か月前までに告知するものとし、以後は改定後の諸費用が適用されます。

第７条（顔認証システムによるセキュリティ）
１．当クラブは、顔認証システムによるセキュリティを行うため、会員ごとに認証用の写真を登録します。会員は、顔写真の撮影および提供を承諾します。認証用の写真は、再登録または変更の場合を含め、会員本人を撮影したものに限るものとし、第三者を撮影した写真を使用することはできません。
２．顔認証システムは、認証用の写真に係る会員が使用し、会員本人以外の第三者が使用することはできません。
３．会員は、顔認証システムの使用にあたり、認証上の不具合によりセキュリティが解除されない場合は、その旨を所属店舗に連絡するものとします。この場合、会員は、所属店舗の指示に従い、必要に応じて、認証用の写真を再登録するものとします。

第８条（遵守事項）
１．会員は、当クラブの施設・器具・備品等の利用にあたり、本規約その他の規則を遵守し、スタッフの指示に従うものとします。
２．会員は、当クラブの利用に際して、衣服、履物、服飾品、装飾品等について、トレーニ

ングにふさわしくないもの、会員本人や他の会員その他の第三者を傷つけるおそれのあるもの、施設・器具・備品を破損するおそれのあるもの、または法令や公序良俗に反するおそれのあるものを着用しないことを含めて、当クラブの定めるドレスコード等の利用条件を遵守するものとします。

３．会員は、次の行為をしてはなりません。

(1) 他の会員を含む第三者（以下「他者」と総称します）やスタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。

(2) 他者やスタッフを殴打する、身体を押す、拘束する等の暴力行為。

(3) 大声・奇声を発する、他者やスタッフの行く手を塞ぐ、施設・器具・備品の利用を妨げる等の威嚇行為又は迷惑行為。

(4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他者やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。

(5) 当クラブの施設・器具・備品の損壊、備え付け備品の持ち出し。

(6) 他者やスタッフに対し、待ち伏せする、後をつける、みだりに話しかける等の行為。

(7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で、合理的範囲を超えて時間的、場所的拘束を行う等のスタッフに迷惑を及ぼす行為。

(8) 他者やスタッフに対するプライバシー侵害行為、過剰・不合理な要求、合理的理由のない謝罪要求、社内処罰の要求、合理的理由のない呼び出し、その他のハラスメント行為。

(9) 他者に対するパーソナルトレーニングまたは外形的にパーソナルトレーニングと評価される行為。

(10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等の法令や公序良俗に反する行為。

(11) 刃物など危険物の持ち込み。

(12) 本規約に基づき当クラブの利用を認められた者以外の者を同伴すること、動物の持ち込み（当クラブが承諾した補助犬を除きます)、高額な金銭・物の持ち込み。

(13) 当クラブ内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

(14) 会員以外の第三者に当クラブを利用させる行為、顔認証システムを会員本人以外の者に使用させる行為。

(15) 酒気を帯びて当クラブ内に入ること、禁止薬物等を使用すること、その他当クラブ内の秩序を乱す行為、当クラブの名誉・信用を害する行為。

(16) その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した行為。

第９条（利用制限・禁止）

当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当クラブの施設の利用を制限または禁止することができます。

(1) 遵守事項（第８条）を含む本規約その他の規則を遵守しない場合。

(2) 入会資格（第５条）を充足していないこと、入会に際して虚偽の申告があったこと、ま

たは入会に際して入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったことが判明した場合。
(3) 体調不良、飲酒、薬物使用等により、正常な施設利用ができないと判断された場合。
(4) 著しく不潔な身体または服装等により、他者が不快に感じると判断された場合。
(5) 会員以外の第三者に当クラブを利用させた場合。
(6) 諸費用の支払いを連続して２か月怠った場合。
(7) 休会期間中の会員である場合。
(8) その他、当クラブにおいて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した場合。

第１０条（休会・復帰）
１．会員は、別に定める期日までに、休会期間を申告して所定の手続を行うことにより、当クラブを休会することができます。
２．会員は、休会期間中は、会員の登録を維持するための事務手数料として、別に定める休会費を支払うものとします。当クラブは、支払済みの会費がある場合は、別に定める期日までに、所定の方法に従い、休会費を控除した上、差額を返金するものとします。
３．休会期間の範囲は、１か月以上、６か月以下の１か月単位の期間とします（１か月未満の休会は認められません)。なお、休会期間の満了に伴い、この範囲内の期間を１か月単位で申告することにより、休会期間を更新することができます。
４．休会期間中であっても、ロッカー契約が存在する場合は、別途その解約手続を行わない限り、ロッカー費用が発生します。
５．休会期間の満了に伴い、会員は、当然に当クラブに復帰する扱いとなります（これにより諸費用の支払義務が生じます)。
６．会員は、休会期間中であっても、所属店舗にて所定の手続を行うことにより、休会期間の満了前に復帰することができます。

第１１条（退会）
１．会員が自己の都合により当クラブを退会するときは、別に定める期日までに、所定の手続を行うことにより、当月の末日をもって退会することができます。なお、会員は、当クラブに対し、退会日までの諸費用を支払う義務を負います。
２．当クラブは、１か月前までに予告することにより、本規約に基づく会員との契約を任意に解約することができるものとします。

第１２条（移籍）
１．会員は、第４条第６項に従い、所属店舗を含む全ての店舗を利用することができますが、所定の基準に従い、会員が所属店舗よりも他の特定の店舗を主に利用していると判断され

た場合は、当クラブの通知をもって、当然に会員の移籍が行われます。
２．会員は、移籍が行われた場合は、次の事項を承諾します。
(1) 移籍後の所属店舗が定める基準に従って諸費用を支払う必要があること、移籍前よりも諸費用が高額になる場合があること。
(2) 移籍前の所属店舗におけるロッカー等の付随契約は、移籍後の所属店舗には引き継がれないこと。
(3) 移籍前の所属店舗におけるロッカー等の付随契約について、別途解約の手続を要すること。

第１３条（届出等）
１．会員は、入会にあたり申告した内容その他当クラブに届け出た内容が正確であることを表明し、保証します。当クラブは、当該情報が不正確であったことにより会員または第三者に生じる損害について、一切の責任を負いません。
２．会員は、入会にあたり申告した内容に変更があったときは、速やかに変更の手続を行うものとします。
３．当クラブの会員に対する通知は、会員から届出のあった連絡先に宛てた通知の発送や送信をもって効力を生じるものとし、会員が前項の手続を怠るなど会員の責に帰すべき事由により通知が延着し、または届かなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとします。

第１４条（除名）
１．当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員を当クラブから除名（契約解除）することができます。
(1) 遵守事項（第８条）を含む本規約その他の規則を遵守しない場合。
(2) 入会資格（第５条）を充足していないこと、入会に際して虚偽の申告があったこと、または入会に際して入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったことが判明した場合。
(3) 当クラブの秩序を乱し、または名誉・信用を傷つけた場合。
(4) 当クラブの施設・器具・備品を故意に破損した場合。
(5) 諸会費の支払いを連続して２か月怠った場合。
(6) 破産または民事再生の申立て、任意整理の申出があった場合。
(7) その他、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した場合。
２．前項に基づく除名により、会員に損害が生じた場合であっても、当クラブは、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第１５条（会員としての地位の相続・譲渡）

当クラブの会員としての地位は、一身専属（本人限り）のものであり、第三者への譲渡、貸与、質権その他の担保設定等はできず、相続することもできません。

第１６条（営業日・営業時間）
当クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、所属店舗ごとに別に定めます。ただし、気象災害等のやむを得ない事由により、事前告知なく変更する場合があります。

第１７条（休業・閉鎖等）
１．当クラブは、次の各号のいずれかに該当することにより、営業することが困難であり、または営業するべきではないと判断したときは、当クラブを構成する店舗の全部または一部について、臨時休業、利用制限、閉鎖、移転、廃止等の措置を講じることができます。
(1) 天災地変、疫病（感染症・伝染病）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（不可抗力）がある場合、またはそのおそれがある場合。
(2) 施設の点検、補修または改修をする場合。
(3) 法令の制定・改廃、判決、行政庁による処分、行政指導・命令等があった場合。
(4) 社会経済情勢の著しい変化があったとき、またはそのおそれがある場合。
(5) その他、当クラブが営業することが困難であり、または営業するべきではない事情が生じたとき、またはそのおそれがある場合。
２．当クラブは、前項の臨時休業・閉鎖等が予定されている場合は、事情の許す限り、事前に会員に対しその旨を告知または通知します。

第１８条（事故時の責任）
１．当クラブ内（第５条第１項に定めるとおり、施設のみならず、駐車場、駐輪場、敷地等の管理区域を含みます）で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは、その責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。
２．会員は、自己の責に帰すべき事由により、当クラブ、他の会員その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害に関する責任を負います。
３．会員は、前項の場合、遅滞なく当クラブに連絡し、当クラブの指示に従い、損害賠償、原状回復等の必要な措置を講じるものとします。

第１９条（告知方法）
本規約および当クラブに関する告知は、当クラブのホームページ又は所属店舗所定の場所に掲示する方法により行います。

第２０条（本規約等の改定）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、会員に対し、本規約を改定する旨、改定内容および効力発生時期を告知するものとします。
(1) 本規約の改定が、会員の一般の利益に適合する場合。
(2) 本規約の改定が、会員との契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものである場合。

第２１条（適用法・管轄裁判所）
１．本規約その他の規則およびこれに基づく契約に関する準拠法は、日本法とします。
２．会員と本部または加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合は、被告の住所地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

附則
2023 年 10 月 1 日改正